

省エネ
対策断熱、
遮熱対策太陽光
発電人感
センサー令和
4年**7月27日水より
受付開始!**令和4年2月1日に公募を開始した「第2期宿泊施設の高付加価値化等支援事業」の
補助金交付決定を受けた宿泊施設は対象外です。

※令和3年8月20日に公募を開始した「宿泊施設の高付加価値化等支援事業」の補助を受けた宿泊施設も応募できます（異なる事業計画の申請に限る）

補助対象事業（例）

- ▶省エネボイラー・高機能給湯設備の導入
- ▶温水(蒸気)配管、バルブの保温対策
- ▶照明のLED化
- ▶人感センサー導入
- ▶空調換気システムの効率化
- ▶節水機能付き設備導入（トイレ、シャワー、食器洗浄機等）
- ▶断熱、遮熱対策導入（遮熱塗装、複層ガラス、遮熱フィルム等）
- ▶太陽光発電システムの導入

- ▶露天風呂付き客室への改修
- ▶食事会場の個室化改修
- ▶ワーケーション、テレワーク、グランピング、レンタサイクルのスペース設置
- ▶インバウンド受入に向けた環境整備
- ▶バリアフリーに対応した施設改修
- ▶AIロボット（配膳・清掃ロボット等）の導入
- ▶混雑状況表示システムの導入 等

※上記は事業例であり、補助要件に合致するその他の事業も申請が可能です。 ※補助対象の適否は、提出書類を審査し決定します。

申請先・問合せ先**第2期宿泊施設の高付加価値化等支援事業事務局**

〒754-0042 山口市小郡長谷1-3-15 小郡第6ビル2階

TEL.083-974-3202受付時間 9:30~17:00
(土、日、祝日は除く)

FAX. 083-973-2103 E-mail. yamaguchi-shukuhaku-shien@bsec.jp



事業の詳細の確認、**公募要領・申請書類**の
ダウンロードは右のコードまたは下記専用サイト
からお願いします。

<https://shukuhakushien2.ikouyo-yamaguchi.jp/>



●補助対象事業者●

次のいずれにも該当するもの。

- ①山口県内に施設を設けている宿泊事業者であること。
- ②旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けた者であること。

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する施設は対象外です。

※住宅宿泊事業法(民泊新法)の届出のみの施設は対象外です。

※令和4年2月1日に公募を開始した「第2期宿泊施設の高付加価値化等支援事業」の補助金交付決定を受けた宿泊施設は対象外です。

●申請受付期間●

令和4年7月27日(水) ▷ 令和4年11月30日(水)午後5時(必着)

※令和3年8月20日に公募を開始した「宿泊施設の高付加価値化等支援事業」の補助を受けた宿泊施設も応募できます。(異なる事業計画の申請に限ります。)

※申請額が予算額に達し次第、申請の受付を終了しますので、お早めに申請ください。なお受付終了については本事業の専用サイトでお知らせします。

●補助率・補助対象期間●

| 補助対象事業費 | 補助対象期間 | 補助率 | 補助上限額 |
|---------------|--|-----------|-------------------|
| 上限 1,600万円 | 令和3年4月1日～令和5年1月13日 ※令和3年4月1日まで遡って補助対象とします | 3/4 以内 | 1施設あたり 1,200万円 |

※補助対象期間より前に着手したものや、補助対象期間内に実績報告ができないもの(支払いを含めて事業が完了していないもの)は、補助対象外となります。

●補助対象経費●

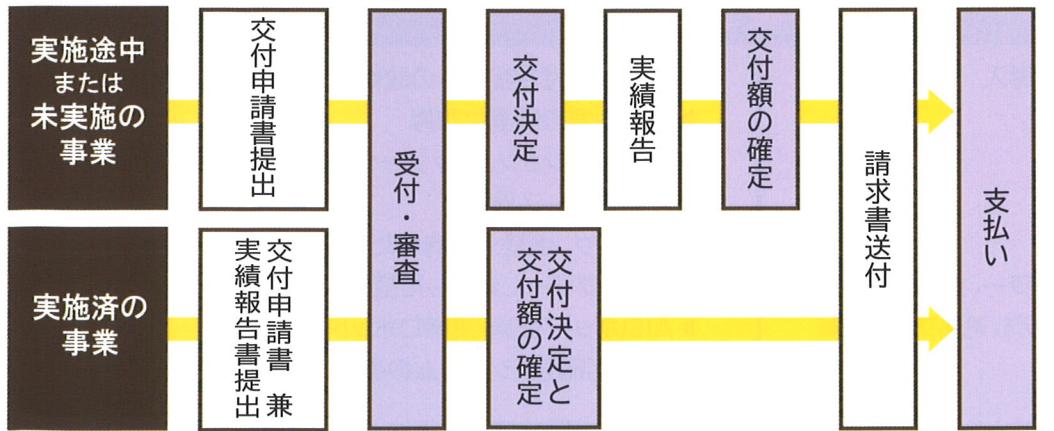
備品購入費、施設整備費、委託費、賃借料、謝金、旅費、その他連盟会長が必要と認める経費

ただし、以下の経費については対象外です。

補助対象とならない経費

- | | |
|--|--|
| •消費税及び地方消費税 | •不動産購入に係る経費 |
| •送料(代金に含まれ、かつ送料込でも通販の方が市販より安価であるものを除く) | •保険料 |
| •間接経費(振込手数料、水道光熱費、収入印紙代等) | •交際費(飲食代・接待費等) |
| •旅館業法第3条第1項に規定する許可を受ける前に支出した経費 | •公租公課 |
| •補助対象期間外に支出した経費 | •申請する事業計画に対し、別途、国、県、市町等からの補助金、助成金、委託費等を受給したもの、又は受給予定がある場合の当該経費 |
| •既存機器更新等に要した経費 | •補助対象経費の申請、請求に係る経費の証拠書類に不備のある経費 |
| •施設または設備等の維持及び運用の経費 | •その他、補助金の使途として社会通念上不適切と認められる経費 |
| •消耗品費 | |
| •人件費 | |

●申請の流れ●



●申請上の注意●

①申請は郵送またはメールにより受け付けます。郵送の場合は簡易書留など、追跡可能な発送方法を推奨します。

②申請後、事務局員等による実施状況の現地確認を行う場合があります。

申請先・問合せ先

第2期宿泊施設の高付加価値化等支援事業事務局

〒754-0042 山口市小郡長谷1-3-15 小郡第6ビル2階

TEL.083-974-3202

受付時間 9:30～17:00
(土、日、祝日は除く)

FAX. 083-973-2103 E-mail. yamaguchi-shukuhaku-shien@bsec.jp



事業の詳細の確認、**公募要領・申請書類**の
ダウンロードは右のコードまたは下記専用サイト
からお願いします。

<https://shukuhakushien2.ikouyo-yamaguchi.jp/>

